

後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 (2016年2月9日)

《条例改正案の質疑》後期高齢者医療に関する条例 の一部改正・・・保険料の値上げをやめなさい さはしあこ議員



平成28年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会が2月9日(火)午後1時15分から行われました。日本共産党からはさはしあこ議員(名古屋市選出)と小林明議員(扶桑町)が広域連合議員に選出されています。一般質問や予算案審議などについて概要を紹介します。

保険料負担の増大をやめよ

保険料値上げに対する認識はどうか

【さはし議員】本件は、平成28年度および29年度の保険料について、均等割額を1,223円引き上げて、46,984円に、所得割率を0.54p t 引き上げて、9.54%に改定するものです。保険料は、一人あたり平均で年額1,891円、2.30%の値上げとなります。

国は、物価スライドを行わず、2016年度の公的年金の据え置きを決めました。収入が増えないにもかかわらず、2017年4月には消費税率が8%から10%への引き上げが、いよいよやってきています。そのうえ、後期高齢者の保険料も引き上げとなれば、高齢者の負担は増し、生活がいままで以上に苦しくなることは間違いありません。さらには、保険料軽減特例も段階的に縮小する方針が出されています。

保険料の改定案(平均年額)

- ・ 一人あたり 79,962円→82,584円
- * 均等割額 43,510円→45,761円
- * 所得割率 8.55%→ 9.00%

保険料の主な算定根拠

区分	26・27年度	28・29年度	伸び率
被保険者	1,615,000人	1,760,000人	8.98%
一人当たり医療給付費	884,295円	886,485円	0.25%
後期高齢者負担率	10.73%	10.99%	2.42%

* 医療費から患者の自己負担分を除いたものが医療給付費。

広域連合として、さまざまな負担軽減のための努力は認めますが、今回の値上げは、後期高齢者のみなさんの生活にさらなる打撃を与えるものではありませんか。昨今の状況を踏まえ、どのように認識しておられるか、あらためて認識をお伺いしたいと思います。

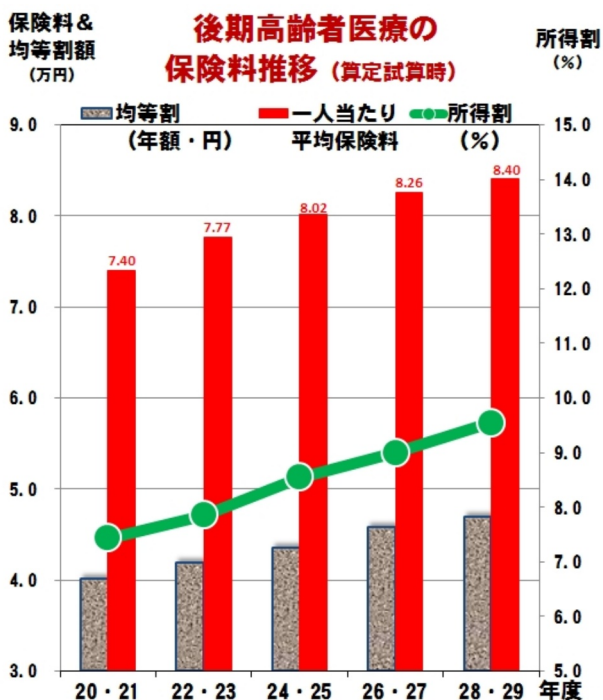
保険料増加抑制と国の軽減制度も適用し、保険料を改定する(連合長)

【連合長】年金で生活されている方にとって、年金支給額が据え置かれる中での消費税増税は少なからず影響があるものと存じます。

今回の保険料率の改定にあたり、被保険者に不安や混乱を生じさせることがないように、可能な限り保険料負担の増加を抑制することが必要であると強く認識しており、保険料の増加抑制と併せて国の軽減制度も適用しながら、被保険者の皆さまに保険料の負担をお願いしている。

全国の広域連合における保険料率改定状況は

【さはし議員】28・29年度の保険料率の算定見込みでは、平成26・27年度と比較し、一人あたりの平均



保険料は88,644円となり、7.91%の増加が見込まれたところ、保険料の増加を抑えるために、広域連合として平成26・27年度の2年間で見込まれる剰余金100億円を活用して、2.30%の増加までに抑えました。本広域連合として、負担軽減をする努力は評価したいと思います。それでは、全国の広域連合ではどうでしょうか。今回の保険料改定にあたって、保険料率の改定状況をお答えください。また、据え置きを予定している広域連合はありませんか、お答えください。

議決済み5連合のうち、東京都、宮城県、大阪府で減額している

【事務局長】定例会で議決され数値が確定している広域連合について、一人当たり保険料の額と増加率について、東京都では95,492円で増加率△1.45%、静岡県では62,102円で増加率2.27%、滋賀県では66,218円で増加率1.38%、宮城県では57,409円で増加率△2.40%、大阪府では80,880円で増加率△1.68%となっております。

年金収入別保険料値上げ例 (妻の年金は80万円以下)

夫の年金		現行		改定	値上
79万円 *1	夫	4,500	➡	4,600	100
	妻	4,500		4,600	100
	計	9,000		9,200	200
168万円 *2	夫	13,600	➡	14,200	600
	妻	6,800		7,000	200
	計	20,400		21,200	800
192.5万円 *3	夫	40,600	➡	42,300	1,700
	妻	22,800		23,400	600
	計	63,400		65,700	2,300
238万円 *4	夫	113,100	➡	118,600	5,500
	妻	36,600		37,500	900
	計	149,700		156,100	6,400
270万円 *5	夫	151,000	➡	158,600	7,600
	妻	45,700		46,900	1,200
	計	196,700		205,500	8,800

- ・妻の所得割額はいずれの例も0円。
- *1 夫も所得割0円(～153万円)。
均等割は2人とも9割軽減(～80万円)。
- *2 夫の所得割は5割軽減(153～211万円)。
均等割は2人とも8.5割軽減(80～168万円)。
- *3 夫の所得割は5割軽減。
均等割は2人とも5割軽減(168～221万円)。
- *4 夫の所得割は軽減対象外。
均等割は2人とも2割軽減(221～264万円)。
- *5 減免対象外(221～264万円は均等割2割減免がある)

負担軽減のために県財政安定化基金に残される3%の活用を

【さし議員】保険料の増加を抑えるために、広域連合の剰余金と県財政安定化基金の活用と2つ方法があります。今回は、100億円の剰余金のみを活用することとしています。財政安定化基金は、保険料総額の3%を基金に残すという取り決めを県としています。後期高齢者医療制度が始まってから、医療費の増加などにより基金に残した3%を活用したことはありますか。また、財政安定化基金を取り崩し、県交付金を求めていく考えはありませんか、お答えください。

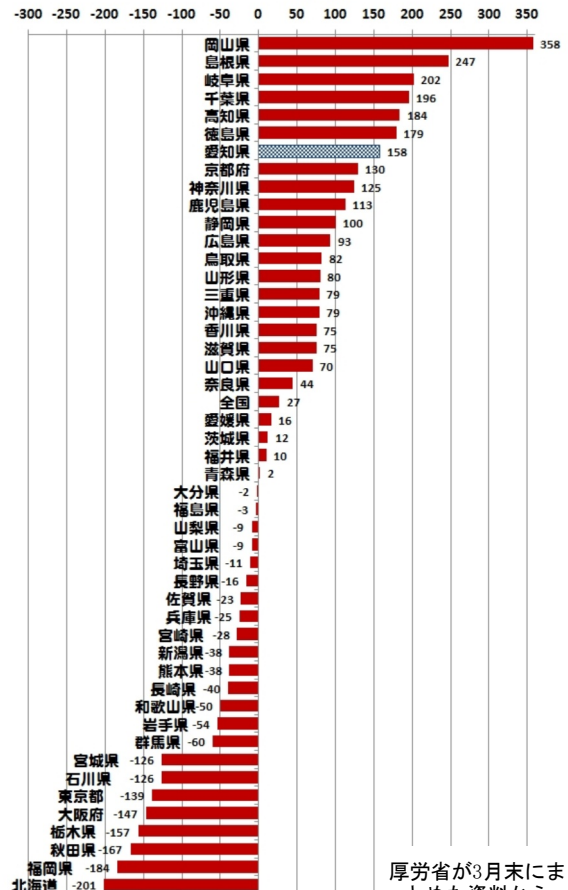
不測の事態に備えるものだが、活用実績はない

【事務局長】県財政安定化基金を保険料増加抑制以外の用途に活用した実績はない。

基金残高は、県において、保険料未納や給付費の見込み誤りによる財政不足に対応するために、従来通り、保険料総額の3%相当額を残すこととされた。

後期高齢者医療平均保険料の前回比較

(一人当たり・月額・2016・2017年度)



厚労省が3月末にまとめた資料から

基金本来の目的である不測の事態に備えるという観点から基金を積み立てている。

県財政安定化基金の活用で 保険料引き下げを（再質問）

【さはし議員】基金の取り崩しは、「不測の事態に備える」とのお答えでしたが、県財政安定化基金は、後期高齢者医療保険が開始して以来、不足の事態で取り崩したことは一度もなく、保険料の増加抑制のために活用されているようなものです。保険料の引き上げを含め、さまざまな要因にもよりますが、生活が困窮し、保険料を払うことさえも困難となり、病院に行くことを我慢するなど、日常において、安心して医療が受けることができなくなっていることが問題です。少なくとも被保険者176万人、均等割額1,223円ですから、約22億円を基金から拠出することで、少なくとも均等割りだけでも据え置くべきではないでしょうか。また、県に対しても、財政安定化基金の財政措置を増やすように、強く求めるべきだと思いますが、いかがですか。お答えください。

大規模な感染症の流行による 医療給付費の増などに備える

【事務局長】実績はないが、将来にわたり不測の事態が生じないわけではない。大規模な感染症の流行による医療給付費の増や、景気の急激な落ち込みによる保険料収納不足等により起こり得る財政不足に対応することができるよう備えるという基金本来の目的から基金残高を確保している。

軽減特例の廃止を許すな

軽減特例の廃止で保険料はどうなる

【さはし議員】平成29年度からは、後期高齢者の約半数にあたる被保険者に適用されている保険料軽減特例の見直し、原則的に本則に戻すとしています。軽減特例が廃止となると保険料の値上げ以上に影響が大きくなると考えられます。軽減特例の継続については、全国の後期高齢者医療広域連合協議会および広域連合議会から、国に対して要望しており、昨年度、当広域連合議会からも「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」を国に提出していることから、引き続き、強く求めていくべきです。



今回の改定は、28年および29年度の保険料ですが、軽減特例の継続が前提となっていると考えてよろしいですか、お答えください。また、29年度に軽減特例を見直すことによる保険料への影響についてお答えください。

廃止されると79万円年収の夫婦で 3倍増（14000円）になる

【事務局長】今回の保険料率改定は、国から軽減特例の見直し内容がまだ示されていないので、保険料軽減特例が実施される前提での試算です。

軽減特例が廃止されたと仮定した保険料負担の影響は、議案参考資料に記載しております収入が年金収入のみである夫婦世帯の世帯主の平成29年度保険料をモデルケースで示すと、年収79万円で現在9割軽減により年間保険料額4,600円である被保険者は7割軽減が適用され14,000円となり9,400円の増となります。年収168万円で現在8.5割軽減及び所得割5割軽減により年間保険料額14,200円である被保険者は7割軽減のみが適用され28,400円となり14,200円の増となります。年収192万5千円で所得割5割軽減の適用を受けていることにより年間保険料額42,300円である被保険者は軽減が適用されず61,100円となり18,800円の増となります。

また、議案参考資料には記載しておりませんが、年収169万円で被扶養者軽減の適用を受け9割軽減となっていることにより年間保険料額4,600円である被保険者は2年間に限り5割軽減が適用され23,400円となり18,800円の増となります。

軽減廃止は大変なこと。負担能力による累進性などの検討を（再質問）

【さはし議員】このまま、国が軽減特例を廃止した場合、保険料改定に反映されることで、29年度には、保険料が2～3倍へと跳ね上がります。9割軽減を受けている被保険者にいたっては、9,400円増とな

り、低所得者に重くのしかかってきます。保険料を一律に引き上げるだけではなく、格差是正のためにも、負担能力による累進性を強めることも視野に入れて検討すべきだと考えますが、いかがですか、お答えください。

いまでも負担能力に合った仕組みとなっている

【事務局長】保険料は、負担能力に応じて所得割額と被保険者均等割額とで算定しており、また負担能力の低い方に対しては軽減制度を適用しておりますので、被保険者の負担能力に合った仕組みとなっている。

消費税増税の給付金対象被保険者の保険料はどうなる

【さはし議員】国は、消費税率を10%に引き上げることで、家計の負担増は1世帯当たり6万2000円程度、1人当たり2万7000円程度になると試算しています。そこで、低所得者の年金受給者に配慮し、給付金3万円を支給することを閣議決定しました。消費税率引き上げ自体に問題があるし、3万円の給付で解決するとは思いませんが、国でさえ、低所得者の負担増に対して配慮し、高齢者の負担に対して3万円応援することになりました。軽減特例対象者が半数を超えることから保険料引き上げについては、少なくとも据え置くべきだと考えますが、3万円給付の対象となる被保険者の保険料はどれくらいですか、お示しください。

非課税世帯は28万5,543人で300円～2800円の増額

【事務局長】給付金の対象者は非課税であることが前提で、一般的な非課税世帯のモデルケースで示します。単身世帯で年金収入が年額155万円である被保険者は保険料が年額8,000円で保険料率改定前からの増加額は300円です。夫婦世帯で夫の年金収入が年額211万円で妻の年金収入が79万円である被保険者は夫の保険料が年額5万1,100円で保険料率改定前からの増加額は2,200円となり、妻の保険料が年額2万3,400円で保険料率改定前からの増加額は600円です。

なお、平成28年1月末時点で被保険者総数83万5,350人に対し、給付割合の判定で非課税世帯と判定された数は28万5,543人です。

所得の低い人を軽減し、 多い人の負担増を（再々質問）

【さはし議員】国が3万円給付するのは、「賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に支援を行うため」です。広域連合の被保険者、約83万人のうち28万人は、その対象です。28万人は、何とか保険料の値上げを抑えたい。負担能力に応じて、所得割額を算定していることは承知していますが、年金以外に多額の収入のある方から、もう少し協力いただきたい。答弁を求めます。

一部負担金減免状況（事由別）					
			申請者 (人)	対象 件数	免除額 (円)
2011年度	災害	東日本大震災	43	736	2,013,242
		水害	56	684	3,277,591
		火災	3	21	129,600
	負傷・障害・入院等		0	0	0
	事業の休廃止・失業		0	0	0
	農作物の不作・不漁		0	0	0
	合計		102	1,441	5,420,433
2012年度	災害	東日本大震災	37	519	1,504,086
		水害	35	186	424,541
		火災	6	23	103,120
	負傷・障害・入院等		0	0	0
	事業の休廃止・失業		0	0	0
	農作物の不作・不漁		0	0	0
	合計		78	728	2,031,747
2013年度	災害	東日本大震災	8	119	36,9975
		水害	11	84	140,244
		火災	10	66	1,015,983
	負傷・障害・入院等		0	0	0
	事業の休廃止・失業		0	0	0
	農作物の不作・不漁		0	0	0
	合計		29	269	1,526,202
2014年度	災害	東日本大震災	8	132	442,060
		水害	6	15	35,683
		火災	6	57	435,619
	負傷・障害・入院等		0	0	0
	事業の休廃止・失業		0	0	0
	農作物の不作・不漁		0	0	0
	合計		20	204	913,362
2015年度 (10月末 現在)	災害	東日本大震災	7	96	778,575
		水害	0	0	0
		火災	7	51	881,000
	負傷・障害・入院等		0	0	0
	事業の休廃止・失業		0	0	0
	農作物の不作・不漁		0	0	0
	合計		14	147	1,659,575

算定方式等が政令に定められているのでできない

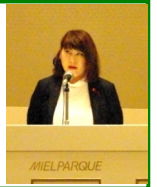
【事務局長】低所得者の負担を軽減するためには、賦課総額の所得割総額比率を引き上げ、均等割額を引き下げることが考えられますが、均等割総額は愛知県の平均所得から全国の平均所得を除いて得られ

る所得係数により算定されることが政令により定められております。また、所得割率を引き上げるためには、保険料の賦課限度額を引き上げることが考えられますが、賦課限度額につきましても、政令に定められているので、累進性を強める方法をとることは困難です。

「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」にたいする反対討論

2年ごとに値上げする仕組みそのものが問題。値上げをやめよ

さはしあこ議員



【さはし議員】後期高齢者医療に関する条例の一部改正に対して、反対の立場から討論を行います。

保険料の引き上げで高齢者へのさらなる負担を強いるな

反対する理由は、後期高齢者医療の保険料を引き上げることで、被保険者の方々にさらなる負担を強いるからです。

財政安定化基金の27億円を活用して引き下げを

国は、3年ぶりに年金の据え置きを発表しました。また、消費税の引き上げにともない、高齢者への配慮として、低所得の年金受給者に、給付金3万円を支給することとしました。国が、年金を据え置き、3万円を応援しようとしているのに、その対象となる約28万人の被保険者の方々に対して、保険料を値上げしようというのですから、いかなるものでしょう。高齢者の負担を抑えようと国でさえ、努力をし

ています。このような情勢ですから、財政安定化基金に積んだ27億円を活用するなどして、広域連合として値上げ抑制をすべきだと思います。

保険料が2年ごとにあがっていくしくみ自体が問題

後期高齢者医療保険は、2年ごとに保険料が改定されますが、後期高齢者医療制度の開始以来、保険料は、ずっと値上げとなっています。加えて、2025年には、団塊の世代が75歳となり、後期高齢者医療保険に加入することになります。これ以上、高齢者が増え続け、医療費の増加によって、保険料が2年ごとにあがっていくしくみとなっている制度自体に問題があります。このままだと、剰余金や財政安定化基金の投入による保険料の増加抑制も焼け石に水です。

後期高齢者の方々に、重い負担を強いる保険料値上げは、認めるわけにはいかない、ということをも申し上げて、討論を終わります。

《一般質問》

後期高齢者医療制度は廃止しかない／懇談会の公募方法の改善を

さはしあこ議員



短期保険証の交付状況について

短期保険証の発行件数及び未渡しの件数はどれだけか

【さはし議員】短期保険証の発行件数、短期保険証が期限切れになっても更新されず未渡しとなっている

る件数、市町村の状況についてお答えください。

短期保険証の発行は938件、未渡しが123件、名古屋市が399件など

【事務局長】短期保険証の発行件数は、平成27年12月末現在で938件、平成26年12月末現在の834件と比較して104件の増加です。

短期保険証が期限切れになっても更新されず未渡し

となっている件数は平成27年12月末現在で123件、平成26年12月末現在の122件と比較して1件の増加です。

市町村ごとの短期保険証の交付状況は、発行件数が多い順に名古屋市が399件、豊橋市及び豊田市が66件などで、平成26年12月末現在と比較して名古屋市は42件、豊橋市は3件、豊田市は9件の増加です。

短期証発行の増加理由はなにか。発行していない市町村もある(再質問)

【さはし議員】短期保険証の発行は、前年度と比較して、104件の増加です。未渡しについても、前年度と比較して、横ばい状態です。名古屋市においては、短期保険証の発行件数が399件と短期保険証の発行は42件と増加していますが、名古屋市の増加だけでなく、市町村全体で増加したことについて、どのようにお考えなのか、また、一方で、交付していない市町村もありますが、その点について、どのようにお考えかお聞かせください。

6市町村で新たに発行、17市町村で増加。18市町村で未発行。納付相談の結果だ

【事務局長】短期保険証を交付した市町村が昨年と比較して6市町村増加していることと、交付していた30市町村のうち17市町村において交付件数が増加していることが大きな要因と考えています。

発行していない市町村は、平成27年12月末現在で18市町村ですが、納付相談等の結果として短期保険

証の発行にいたっていないもの。

保険料の納付相談にあたり、接触の機会をもうけるために短期保険証は有効な手段と考えており、今後も市町村に活用をお願いしたい。

自治体別短期保険証交付状況 (各年12月末)				
	2012年	2013年	2014年	2015年
名古屋	235(69)	268(94)	357(86)	399(88)
豊橋市	26(4)	43	63	66
岡崎市	42	44(1)	44(1)	53(6)
一宮市	20	25(4)	54(8)	61(3)
瀬戸市	12	10	24	12
半田市	18(3)	16(4)	13(5)	13(4)
豊川市	68	27	34	32
刈谷市	5	7(2)	8(1)	6(1)
豊田市	57	88	57	66
安城市	31(3)	24(2)	26	31(1)
西尾市	-	-	11	12
蒲郡市	7(2)	15(2)	27(4)	20(3)
小牧市	4	9	18(2)	18(1)
稲沢市	12	16	7	6
新城市	3	3(1)	3	12(3)
東海市	5	1	1	3
大府市	-	-	-	3
知多市	3(1)	7(1)	5(1)	5
知立市	6(1)	4	2	6
尾張旭市	-	-	-	5
岩倉市	1	-	1	4
豊明市	7(1)	6	9	13
日進市	6	3	-	2
田原市	14	17(2)	13(3)	19(3)
愛西市	19(3)	22	18(5)	19(1)
弥富市	5(2)	6(2)	4	2(1)
みよし市	1	14	4	3
あま市	18(6)	17(6)	19(6)	24(7)
東郷町	4	2	1	1
大治町	6	4	1	6
蟹江町	-	-	-	1(1)
飛島村	-	-	-	1
阿久比町	-	-	-	1(1)
美浜町	-	4	3	3
武豊町	2	3	3	7(1)
幸田町	4	5	4	3
合 計	641(95)	710(121)	834(122)	938(123)
(注) カッコは、有効期間が経過し、未更新となっている件数				

短期保険証交付者の負担区分内訳 (各年12月末の人数)

一部負担割合	課税 非課税	負担区分	2013年	2014年	2015年
3割		現役並み所得者	62	80	73
1割	課税	基準収入適用 (現役並み所得)	16	10	14
		一般	443	493	593
	非課税	区分Ⅰ・区分Ⅱ (未申告者含む)	189	251	258
計			710	834	938

2015年度 人間ドック・脳ドック実施市町村 (後期高齢者医療被保険者対象分)

実施市町村数	実施市町村名
交付金申請 18	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、新城市、大府市、知立市、高浜市、岩倉市、北名古屋市、長久手市、扶桑町、大口町、幸田町
交付金未申請 5	春日井市、西尾市、弥富市 (人間ドック事業として、後期高齢者医療健康診査を兼ねて実施したものは対象外)
	大治町 (総費用額と同額程度を被保険者が自己負担しているため)
	飛島村 (人間ドック事業として地方交付税に算定措置されている「がん検診」を兼ねて実施したものは対象外)
合計 23	

滞納の状況について**保険料滞納者の数と差し押えの状況はどうか**

【さはし議員】前年度の平成25年度と比較して、平成26年度における保険料滞納者および滞納者に対して財産の差し押さえを行った実績についておうかがいします。また、滞納処分者に対して行った差し押さえ財産のうち、件数が多いものが昨年度と比べてどうかお示しください。

滞納者は7209人、預貯金の差し押さえは117人2432万円

【事務局長】滞納者数は現年賦課分保険料において、平成26年度が7,209人、平成25年度の7,158人と比べ51人増加しています。財産差し押さえの実績は、平成26年度に実施した滞納処分の対象者数は117人、金額は2,432万8,136円であり、平成25年度の88人、2,050万1,237円と比較して、人数、金額ともに増加しています。

財産差し押さえのうち、件数の多いものは、預貯金は平成26年度が84件、1,179万7,492円に対し、平成25年度が70件、1,127万735円であり、年金は平成



保険料の差し押さえ

差し押さえ対象	2013年度滞納処分		2014年度滞納処分	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
預貯金	70	11,270,735	84	11,797,492
年金	10	2,734,830	43	10,129,444
不動産	9	4,806,372	7	217,000
生命保険	4	1,424,300	6	953,800
給与	-	-	1	276,600
国税等の還付金	3	265,000	6	2,475,700
その他	-	-	4	1,055,700
計	99	20,501,237	151	26,887,736

26年度が43件、1,012万9,444円に対し、平成25年度が10件、273万4,830円であり、いずれも件数、金額ともに増加しています。

短期保険証の交付や未渡しが減らない原因はなにか（再質問）

【さはし議員】被保険者に寄りそって、相談やきめ細やかな対応をされているにもかかわらず、短期保険証の交付や未渡しが減らないということは、どこに問題があるとお考えですか。

滞納保険料が比較的大きく、切り替えまでの期間が長くなる

【事務局長】滞納者には、個々の生活状況などを聞きながら、納付相談をし、納付相談の結果、発行基準を満たす場合には短期保険証が発行される。納付状況に改善が認められる場合などに一般証へ切り替えるが、短期保険証が発行された被保険者は滞納保険料の金額が比較的大きく、納付状況が改善され一般証への切り替えにいたるまでの期間が長くなるため、一定程度の被保険者は引き続き短期保険証が発行されることになる。これが、短期保険証の交付件数が減らないことにつながっている。

短期保険証の被保険者が納付相談に応じないと、期限切れになっても更新されず未渡しのままとなることから、短期保険証未渡しが減らない。

広域連合としては、市町村に個別に訪問し短期保険証交付者への対応状況の把握に努めてまいります。

今後各市町村に対し、保険証が未交付とならないよう、文書による呼び出しを行うとともに、窓口にお越しいただけない方については、電話や臨戸訪問を行うなどきめ細かな対応を行うよう、会議や

保険料の滞納処分実施者数と金額

実施年度	滞納処分	
	人数	金額（円）
2008年度	0	0
2009年度	19	1,804,540
2010年度※	58	13,011,355
2011年度	128	43,634,818
2012年度	99	16,664,787
2013年度	88	20,501,237
2014年度	117	24,328,136

※2010年度までの数値は、差し押え、参加差し押え、交付要求を対象としているが、2011年度以降の数値は、差し押えのみを対象としている。（国報告における滞納処分の定義の変更によるもの。）

研修などあらゆる機会をとらえてお願いしてまいります。

年金の差押えは生活を困窮させないか

【さはし議員】年金の差し押さえは、10件から43件へと33件の増加となっています。年金で細々と暮らしておられる方々は、本当に大変であって、それでも何とか頑張って払うべき保険料を払ってみえると思います。年金収入を差し押さえることは、高齢者の生活を困窮させてしまうことにつながるとは思います、この点についてのお考えをお聞かせください。

年金の全額を差押えすることはしない

【事務局長】滞納処分は、納付相談等のきめ細やかな収納対策を適切に行ったうえで、十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対して、負担の公平の観点から行う。年金の差押えも、市町村において、滞納者の生活状況等を十分に把握したうえで、適切な対応がなされたもの。年金差押えは、給与の差押えと同様に差押え禁止額が法令により定められており、年金の全額が差押えとなることはない。

【請願審査（採択を求める賛成討論）】 保険料の引き下げ、独自減免、協議会の公募委員を 求めるのは当然の要求



さはしあこ議員

【さはし議員】請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、賛成の立場から討論を行います。

保険料の引き上げはやめて

請願事項1・2について、後期高齢者医療保険に関する条例の一部改正について質疑もしましたが、2年ごとに改定となる保険料は、後期高齢者医療が始まって以来、値上の一途であります。前回改定時において、一人当たりの平均保険料引き下げとなった広域連合は20広域あります。消費税率引き上げ

や保険料軽減特例が廃止となれば、年金生活者の負担増は免れません。その上、窓口負担割合の引き上げとなると深刻な受診抑制を招き、病状が重篤化し、命が危険にさらされますし、保険料も増えてしまいます。2016年度の改定で、保険料の引き上げを行わないでほしい」という思いは切実であります。

低所得者への保険料軽減を

請願事項3の低所得者に対する、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度についてですが、愛知県として少しでも負担軽減を図ることが必要ではない

請願1号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

【請願趣旨】後期高齢者医療制度の愛知県の保険料は、過去3回の改定で各5%、5%、3.28%値上げされています。加えて、政府の「経済・財政再生アクション・プログラム」（2015年12月策定）では、後期高齢者医療の窓口負担割合引き上げや高齢者の高額療養費特例見直しなど、患者負担増が計画されています。公的年金給付支給が切り下げられているなか、高齢者のこれ以上の負担は限界です。保険料改定の年にあたり、保険料や窓口の負担軽減こそが必要です。

また、愛知県として独自の保険料軽減や一部負担金の減免制度を設けることも必要です。

愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の、公募による被保険者の代表は、無作為抽出によるものではなく、被保険者全体から公募すべきです。

葬祭費の支給は申請が必要ですが、平成26年度には1,563件（3.4%）が支給未申請となっており、「周知は十分図られている」とはいえない状況にあります。全国で26府県が申請勧奨している実情があり、愛知県広域連合としても申請勧奨をすべきです。

私たちは、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めています、後期高齢者のいのちと健康を守る立場から、当面、直ちに次の事項の実現を求めます。

【請願事項】

1. 2016年度改定では、保険料を引き上げないでください。
2. 国に対して、後期高齢者の窓口負担割合引き上げや高齢者の高額療養費特例見直しを行わないよう、求めてください。
3. 低所得者に対し、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
4. 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。
5. 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産の差し押さえ」は行わないでください。
6. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、広く被保険者から公募するよう改めてください。
7. 後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

でしょうか。

一部負担金の軽減を

請願事項4の低所得者への一部負担金減免についてです。「国の通知では低所得者を事由とした減免は規定されていない」との理由から検討すらしないのではなく、著しく収入が減った状態が長く続いている低所得の方々が、一部負担金の支払いが困難である実情を把握し、支援することは必要です。

短期証の発行はやめて

請願事項5について、保険料の支払いが困難である方にとっては、短期保険証の発行や財産の際差し



押さえなどの処分では、根本的な問題は解決しません。短期保険証の発行も平成26年834が平成27年には938の交付と約100も増えています。また、一部負担割合が1割の方の短期保険証交付者は、昨年度から100名増加しており、保険料の支払いがより困難な人が増えている状況です。老後の

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会(2016年2月9日)

議案・請願(請願者)		態度		結果	内容
		共産党	他議員		
議案第1号	行政不服審査会条例の制定	○	○	可決	行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会を設置する。事件ごとに審査会を設置。委員は7人以内、専門委員を置くことができる。報酬は月額15,000円。4月1日施行。
議案第2号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	○	○	可決	1.愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(複数課に関する文書の情報公開は審理員でなく審査庁が審理する、不作為への審査請求は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する、など) 2.愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(審理員による手続きの除外、不作為についての審査会への諮問など) 3.愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(審査請求人や参加人は、意見書又は資料の写し等の交付を求めることができる、など) 4.愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(異議申し立てを審査請求に変更、引用条項などの整理)
議案第3号	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定	○	○	可決	「職員の勤務成績の評定の状況」を削り「職員の人事評価の状況」「職員の退職管理の状況」を加える。
議案第4号	議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定	○	○	可決	厚生年金保険法等の改正で、共済年金が厚生年金に統合され、恩給期間をもつ障害共済年金及び遺族共済年金のうち、法施行日(平成27年10月1日)以後に受給権が発生する場合も、併給調整により減額されるようにする
議案第5号	後期高齢者医療に関する条例の一部改正	●*	○	可決	次期保険料を改訂。均等割は45,761円→46,984円に、所得割を9.00%→9.54%に。均等割軽減基準を引き上げ。
議案第6号	平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	○	○	可決	補正額1億3,889万円。補正後19億円。保険料収納対策費や歯科健康診査(15市町村)への補助金508万円。人間ドック・脳ドック等の健康増進事業への国の調整交付金1億3,380万円など。ドック18市町、その他健康増進6市町など。
議案第7号	平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	○	○	可決	補正額98億4,765万円。前年度繰越金の確定による精算。療養給付費等の算定で会計検査院の是正改善をうけての過年度分の清算470万円を含む。
議案第8号	平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	○	○	可決	13億1,660万円。前年比13.39%。高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金42億円がなくなる。市町村分担金12億5,044万円。議員報酬34人174万円、職員はすべて派遣で給料は派遣元が支出。時間外手当等で1,743万円。
議案第9号	平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	●	○	可決	7,723億4,838万円。前年比104.22%。保険料855億円。保険給付費7,633億円、うち療養給付費7,186億円。保健事業費28億円など。
請願第1号	後期高齢者医療制度の改善を求める請願書(愛知県社会保障推進協議会・全日本年金者組合愛知県本部)	○	●	不採択	1.保険料を引き上げない 2.窓口負担引き上げや高額療養費の見直しをやめさせる 3.低所得者に対し、愛知県独自の保険料軽減制度を 4.一部負担金減免を生活保護基準の1.4倍以下の世帯に 5.「短期保険証」の発行をやめ、差押えはしない 6.公募委員は公募に 7.葬祭費の申請勧奨を

態度：○＝賛成 ●＝反対

日本共産党以外の全議員は同じ態度でした。ただし*は三好の加藤議員も反対。

生活の保障である年金の差し押えが増加していることも見過ごすことはできません。保険料が値上げとなり、軽減特例が廃止となり、これ以上、滞納が増加することになったら、今までと同様の取り組みでは、改善されません。生活の実態把握に努め、寄り添った相談体制が必要だと思います。

公募委員は広く一般から

請願事項6の懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものではなく、広く被保険者から公募すべきと考えます。後期高齢者医療制度について、意見を述べたい方はたくさんいらっしゃると思います。

葬祭費支給の申請勧奨を

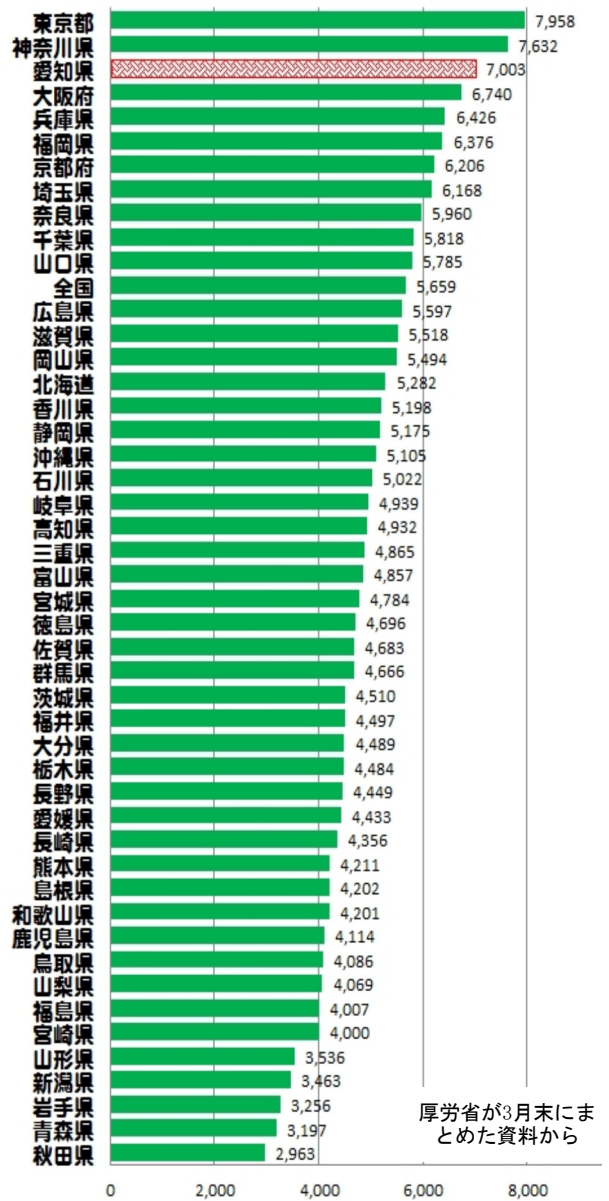
請願事項7の葬祭費支給による申請勧奨については、すでに申請勧奨を実施している広域連合があることから、また、葬祭費の支給という施策があるので、対象となる方の申請漏れがないようにするため、早急に愛知県広域連合としても申請勧奨を実施すべきと考えます。

請願採択を求めます

国民も命と健康を守る公的医療公的医療保険が、住民の生活苦に追い打ちをかけ、医療を奪うことなどが絶対にあってははいけません。本請願の採択を求めて討論を終わります。



後期高齢者医療制度の平均保険料
一人当たり(月額・円)・2016・2017年度



【参考】 予算案質疑・一般質問 保険料改定をやめよ/懇談会の委員公募を/葬祭費の支給 小林明議員

今議会では、さはしあこ議員のほか、議案質疑と一般質問に小林明議員(扶桑町)が立ちました。その質問項目を紹介します。

議案質疑

小林明議員

- ・議案第9号 平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

- 1 歳入歳出予算事項別明細書の疑義について
- 2 保険料改定について

一般質問

小林明議員

- 1 後期高齢者医療広域連合に関する懇談会について
- 2 葬祭費の支給について